

審議会の運営について

① 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第 9 条各項に基づく 宗像市環境保全審議会の運営について

- ・『委員の氏名等の公表』 → 市ホームページに公表
- ・『会議は原則公開』 → 傍聴席を準備
- ・『会議開催にかかる事前公表』 → 市ホームページに公表
- ・『会議の議事録の作成・公表』 → 市ホームページに公表（後日）

【参考】宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（抜粋）

（附属機関等の設置）

第 9 条 実施機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、他の附属機関等の委員との重複状況、地域構成等に配慮し、審議に広く市民等の意見が反映されるよう努める。

- 2 実施機関は、原則として附属機関等の委員の一部を公募する。
- 3 実施機関は、附属機関等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表する。
- 4 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。
 - （１） 審議の内容に非公開情報が含まれているとき。
 - （２） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき。
- 5 会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。
- 6 実施機関は、附属機関等の会議の議事録を作成し、非公開情報を除き公表する。

② 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則第 6 条第 1 項に基づく議事録の作成方法について

- ・「会議内容の要点を記録する方法」にて作成

【参考】宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則（抜粋）
（議事録）

第 6 条 附属機関等の会議の議事録（以下「議事録」という。）は、あらかじめ附属機関等の会議に諮った上で、次に掲げる議事録の作成方法の中から、当該附属機関等の性質等を考慮して最も適切な方法により行う。

- （１） 発言者が発言した全てを記録する方法
- （２） 発言者の発言ごとに当該発言の要点を記録する方法
- （３） 会議内容の要点を記録する方法

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するとともに、会議資料があるときは、これを議事録に添付する。

- （１） 名称
- （２） 開催日時
- （３） 開催場所
- （４） 出席者の氏名
- （５） 議題
- （６） 内容
- （７） 会議資料の名称
- （８） その他実施機関が必要と認める事項